

令和4年 2月15日  
居宅系事業者連絡会  
配付資料

# 居宅系事業所の請求事務について (集団指導)

中野区健康福祉部障害福祉課  
認定給付係

## 1. 審査事務のスケジュール

毎月の国保連審査事務の流れは、下表のとおりです。10～15日頃に受給者情報に関するエラーについて、20～25日頃に請求明細書や実績記録票のエラーについて電話確認をします。

	事業所	中野区	国保連
月初		受給者情報登録	→
10日まで	請求・修正		← 仮点検
10日～20日頃		受給者情報修正登録	→ <一次審査>
20日～25日頃	問い合わせ 返答	<二次審査> 返戻データ送付	← 審査結果
月末	返戻等一覧表	返戻等一覧表	← 請求確定

## 2. 返戻について

返戻については、一次審査で国保連が決定したものと、二次審査で区が決定したものがあります。国保連による返戻については、区で原因が分からない場合があります。

毎月の審査で頻出する返戻事由は、次のとおりです。請求時にご注意ください。

### (1) 国保連による返戻

- ①EG02「受給者台帳にサービス提供年月日時点で有効な受給者の認定情報が登録されていません。」  
受給者番号の入力誤りによることが多い。中野区の障害者の受給者番号は、3から始まる10桁の番号です。
- ②EG03「受給者台帳にサービス提供時点で有効な受給者の支給決定情報が登録されていません。」  
契約情報に誤った決定サービスコードを入力していることが多い。  
例：身体介護決定 111000 なのに、家事援助決定 112000 で入力  
重訪Ⅱ 122000 なのに、重訪Ⅰ 121000 で入力

### (2) 区による返戻 ※エラーコードは全てSS99

- ①利用者負担額誤り  
受給者証を毎月確認してください。請求額に影響がない場合でも一律返戻にしています。
- ②総支給量オーバー  
複数事業所を使っている利用者でよくエラーが出ます。新規契約をする際は、事業者記入欄で他事業所の利用状況を確認してください。併せて、利用者や家族にも確認してください。  
上限額管理者がいない場合は、利用量の多い事業所に連絡し、どの請求を返戻にするか事業所間で相談し期限までにご回答をするよう依頼しています。その際、他事業所と連絡を取っていただけないケースがあります。回答がない場合や、事業所間で調整をしていただけない場合は、全事業所返戻にしますのでご了承ください。

③上限管理票の結果が明細書に反映されていない。

上限管理結果が正しく入力されていない請求が多いです。上限管理結果票と明細書に矛盾のないようにしてください。

- 例：・利用者負担上限管理事務所欄が未入力  
・管理結果額の転記ミス  
・上限管理結果票の総費用額と明細書の総費用額が違う

④サービス提供時間の重複

2事業所でサービス提供時間が重複しているケースが毎月あります。2人介護の支給決定がされている利用者をご確認ください。

- 例：・重度訪問介護の移動介護加算のみ2人介護なのに、移動以外の時間帯に2人入っている。  
・通院介助の終了時間と、他サービスの開始時間がかぶっている。

⑤同行援護の自治体助成分請求額の入力漏れ

利用者負担額のうち、同行援護に係る部分を区が負担しています。自治体助成分請求額欄に決定利用者負担額と同額を入力してください。

⑥居宅介護の1回当たりの最大提供量オーバー

居宅介護は、月ごとの支給量以外に、1回当たりの最大提供量も支給決定されています。したがって、月の支給量を超えていなくても、1回当たりの最大提供量を超過した部分は請求できません。

しかし、身体介護の緊急対応等でやむを得ず利用時間を延長することも考えられるため、エラーが出た事業所に事情をうかがい、担当ケースワーカーと協議の上、支払可否を判断しています。

### 【重要】「居宅介護の1回当たりの最大提供量オーバー」今後の対応について

毎月、複数事業所でエラーが出ていることや、「月の支給量を超えなければ、1回当たりの最大提供量は無視して良い。」と認識している事業所もあることから、

#### 令和4年4月の請求から、次のとおり対応させていただきます。

##### ①緊急対応でやむを得ず1回当たりの利用時間を超えた場合

実績記録票の備考欄に、理由を入力してください。従前どおり、担当ケースワーカーと協議の上、個別に支払の判断をします。備考欄に記載がない場合は緊急対応はなかったものとして一律返戻します。家事援助での緊急対応は原則認めていません。

例：急な排便の対応を行った。

##### ②恒常的に1回当たりの利用時間が不足する場合

サービス等利用計画の変更が必要です。相談支援事業所を通して、担当ケースワーカーにご相談ください。原則、支給決定の変更があるまでお支払いできません。

#### (4) サービス等利用計画と乖離したサービス提供について

区ではサービス等利用計画を元に支給量を決定しており、原則、計画にない時間帯はお支払いできません。利用計画と乖離した請求が続く場合は、返戻させていただくことがあります。

なお、「緊急時対応加算」により計画外の時間帯にサービス提供ができる場合があります。(居宅介護は身体介護のみ)

##### 緊急時対応加算について

- ・利用者や家族の要請を受けてから24時間以内に、緊急でサービスの提供を行った。
- ・利用者につき月2回まで可能。
- ・要請のあった時刻、サービス提供時間、緊急対応の内容等を記録してください。
- ・元々計画されていた時間を延長して利用する場合は、算定できません。

#### (5) 返戻一覧表の確認について

返戻後、再請求していないケースが見受けられます。区から返戻を個別にお知らせしたり、再請求を促す連絡はしておりません。請求漏れのないよう、月初に国保連から送付される「返戻等一覧表」をご確認ください。

### 3. 上限額管理について

#### (1) 上限管理者となる優先順位

国の事務処理要領 (<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000763375.pdf>) より、「一月あたりの利用者負担額が設定された負担上限月額を超過することが予測される者については、以下に定める事業者が利用者負担上限額管理者となって、支給決定障害者等の利用者負担額の上限額管理事務を行う。」と定められています。

順位	上限額管理者
1	療養介護、施設入所支援、自立訓練(生活訓練)(宿泊型自立訓練を受ける者及び精神障害者退院支援施設利用者に限る)、就労移行支援(精神障害者退院支援施設利用者に限る)、共同生活援助(体験利用を除く)事業所
2	特定相談支援事業所(モニタリングが毎月ごとの利用者に限る)
3	生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続A型・B型
4	重度訪問介護、居宅介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援 (本順位内の事業所が複数ある場合は、本順位内のサービスを複数提供する事業所を第1とし、該当がない場合は、上記のサービス記載順に優先とする。それでも複数の場合は、原則として契約時間数が多い事業所)
5	就労定着支援事業所、自立生活援助事業所
6	短期入所事業所
7	共同生活援助の体験利用

#### (2) 上限額管理者になった場合

区に「利用者負担上限額管理事務依頼(変更)届出書」を提出してください。

様式: <https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/404500/d026365.html> (中野区HPホーム>電子申請・申請書ダウンロード>健康・福祉>障害者の保健福祉サービス>上限額管理事務について)

### (3) 上限額管理結果と上限額管理加算

上限管理者は、上限管理加算を取ることができます。ただし、上限管理者の事業所の利用しかない月は、上限管理事務が発生しないため、加算を付けることができません。

上限額管理事業所の利用	他事業所の利用	上限額管理結果票	上限管理加算
あり	あり	要	○
あり	なし	不要	×
なし	あり	要	○

## 4. 過誤申立について

### (1) 返戻と過誤の違い

- 返戻：国保連エラーや区市町村審査により、請求月に差し戻されること  
国保連に請求データが存在しない  
→翌月以降そのまま再請求可能
- 過誤：前月以前に支払が確定した請求を取り下げること  
国保連に確定済みの請求データが存在する  
→区に過誤申立を行い、国保連から決定が下りた後に再請求可能

### (2) 過誤申立の期限

過誤申立書を、過誤処理をしたい月の前月の20日（必着）までに、郵送か窓口持参で提出してください。例えば、令和4年3月に過誤処理（再請求等）をしたい場合は、令和4年2月20日までに、過誤申立書が区役所に届いている必要があります。

様式：<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/404500/d022214.html>（中野区HPホーム>電子申請・申請書ダウンロード>健康・福祉>障害者の保健福祉サービス>過誤申立の手続きについて）

## 5. 重度訪問介護における同行支援について

支給決定が必要になります。事業実施後に遡って請求することはできません。必ず、事前に申請をお願いいたします。

様式：<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/404500/d032064.html>（中野区HPホーム>電子申請・申請書ダウンロード>健康・福祉>障害者の保健福祉サービス>重度訪問介護における同行支援の提供について）

## 6. その他

中野区では、サービス提供実績記録票の書面提出は必要ありません。

### 問い合わせ先

○請求に関するお問い合わせ 認定給付係：03-3228-8916
○支給決定の内容に関するお問い合わせ 障害者支援係：精神03-3228-8706／知的・身体03-3228-8714
○国保連請求システムに関するお問い合わせ 国保連ヘルプデスク：0570-059-403
○この資料の格納先 <a href="https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/download/004/004/index.html">https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/download/004/004/index.html</a> （中野区HPホーム>電子申請・申請書ダウンロード>健康・福祉>障害者の保健福祉サービス>令和3年度居宅系事業者連絡会資料）